

(第33期定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第 33 期 報 告 書

(平成19年12月1日から  
平成20年11月30日まで)

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本  
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本

## アルテック株式会社

## 事業報告

(平成19年12月1日から  
平成20年11月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、世界的な経済情勢の悪化と急速に進行した円高によって輸出が低迷し、景気の後退局面へ入りました。また、米国経済は平成19年以降の景気の減速に加え、平成20年9月の大手投資銀行の経営破綻などによって金融情勢が急速に悪化し、これが世界的な実体経済の悪化を招きました。これまで堅調さを維持してきたアジア経済も平成20年の前半は資源価格の高騰が、後半は世界経済の悪化が成長率を押し下げる結果となりました。

このような経営環境のなかで、当社グループは、営業力の一層の強化と経営効率の改善による収益基盤の強化に取り組んでまいりました。卸売事業においては、内外の激変する経営環境に迅速に対応し企業価値を向上させるためには経営資源を集中し、より一層の効率化を図ることが必要との認識にたち、平成15年12月1日付にて新設分割(物的分割)の方法により実施いたしました当社を株式会社とする持株会社体制を廃止し、平成20年3月1日付にて当社を存続会社として主要連結子会社4社を吸収合併するとともに事業本部体制に移行し既存事業の強化・拡大に取り組んでまいりました。また、製造事業においては、中国およびインドネシア現地法人のペットボトル用プリフォーム(以下、「プリフォーム」という。)およびプラスチックキャップの旺盛な需要増に応え事業規模の拡大を図るべく、製造ライン増設のための設備投資を行いました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は、製造事業の食品・飲料容器分野においては製造ラインの生産効率改善に加えて設備増強を行ったことにより、生産・販売が前年同期を上回りましたが、卸売事業において、主力取引先の業績先行き不安による設備投資意欲減退等の影響を受け大型機械の受注販売が減少し前年同期を下回ったことにより、27,832百万円(前年同期比5.4%減)となりました。

連結営業損益は、当社再建計画必達に向けて収益力の改善強化に向けた継続的なコスト構造の改革と戦略分野の重点的強化推進に取り組んでまいりました。その結果、本社移転に伴う引越し費用および賃借料ならびに持株会社体制廃止に伴い主要連結子会社を吸収合併したことによる一過性費用の増加等があったものの、製造事業において、食品・飲料容器分野のプリフォ

ームおよびプラスチックキャップの生産・販売が好調に推移したことによる利益率改善等により、994百万円の利益（前年同期は971百万円の利益）となりました。

連結経常損益は、上記に加えて、有利子負債の削減による支払利息の減少および持分法による投資利益の大幅増加等により、急激な円高による為替差損を吸収し、1,322百万円の利益（前年同期は847百万円の利益）となりました。

連結当期純損益は、投資有価証券売却益等を計上したものの、前期に計上した固定資産売却益のような当期純利益押し上げ要因がなかったこと、過年度役員退職慰労引当金繰入額を特別損失に計上したこと等により、220百万円の利益（前年同期は3,240百万円の利益）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

事業の種類別セグメントおよび商品等分野の名称		第33期（当期） 平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで	
		金額（百万円）	前期比
卸売事業	売上高		
	外部顧客に対する売上高		
	産業機械・機器分野	13,726	4.0%
	産業資材分野	1,304	51.1%
	メディアパッケージ分野	5,044	7.7%
	その他の分野	3,559	0.8%
	セグメント間の内部売上高	234	65.9%
	計	23,869	10.4%
	営業損益	395	55.2%
製造事業	売上高		
	外部顧客に対する売上高		
	食品・飲料容器分野	3,933	28.1%
	その他の分野	263	33.0%
	セグメント間の内部売上高	1,932	10.0%
	計	6,130	17.3%
	営業損益	677	209.6%

### 卸売事業

産業機械・機器分野においては、食品業界向けの大型紙加工機および自動車産業向けのプラスチック成形機等の大型案件があったものの、前期まで好調であったデジタルプリンタの販売が横ばいとなったほか、主力の機械販売が主要取引先の設備投資意欲減退等により前年同期実績を下回りました。

産業資材分野においては、廃プラスチック資材販売は前期実績を上回ったものの、前連結

会計年度中に低採算の合成樹脂原料販売から撤退したことによる減少要因に加えて、日本国内の夏場の天候不順によりプリフォーム販売が伸び悩んだこと等から、前年同期実績を下回りました。

メディアパッケージ分野においては、DVDケース等の販売が軟調に推移したことにより、前年同期実績を下回りました。

その他の分野においては、ICタグ実装装置およびセキュリティシステムならびに情報処理システム等の販売が低調でありましたが、リサイクルパレット販売が好調であったため、前年同期実績を上回りました。

この結果、売上高は23,869百万円（前年同期比10.4%減）となり、営業損益につきましては、本社移転に伴う引越し費用および持株会社体制廃止に伴う一過性費用等が発生したことから395百万円の利益（前年同期は883百万円の利益）となりました。

#### 製造事業

食品・飲料容器分野においては、蘇州現地法人（以下、「蘇州現法」という。）におきまして、プリフォームおよびプラスチックキャップ製造ライン、広州現地法人（以下、「広州現法」という。）におきまして、プリフォーム製造ラインの設備投資を行った結果、中国国内向けの大手飲料メーカーおよび大手食用油メーカーへの販売が拡大いたしました。また、前期に設立いたしましたインドネシア現地法人（以下、「インドネシア現法」という。）においてもプリフォーム製造ラインの設備投資を行った結果、インドネシア国内の大手日系飲料メーカーへのプリフォーム販売が増加いたしました。

その他の分野においては、容器包装リサイクルサービス関連の生産・販売が減少いたしました。

この結果、売上高は6,130百万円（前年同期比17.3%増）となり、営業損益は677百万円の利益（前年同期は218百万円の利益）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、2,003百万円（前年同期比156.0%増）であります。事業の種類別セグメントごとには、卸売事業において、メディアパッケージ用金型等に204百万円（前年同期比110.6%増）投資しております。また、製造事業において、蘇州現法および広州現法ならびにインドネシア現法の食品・飲料容器分野の生産設備等に1,713百万円（前年同期比117.9%増）投資しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、運転資金のほか、主として長期借入金の約定返済および上記(2)の製造事業の生産設備投資資金ならびに新株予約権付社債の償還資金に充当するために総額2,883百万円の長期借入れを実行しております。

その他、機動的、効率的な資金調達を行うことを目的に取引銀行との間で貸出コミットメント契約を締結しており、当連結会計年度末における借入未実行残高は1,000百万円であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成20年3月1日を合併期日として、当社100%出資子会社でありましたアルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社およびアルテックエーアールエス株式会社の4社を吸収合併いたしました。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、保有していた日本パリソン株式会社の株式全てを平成20年2月29日付で売却しております。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、第31期（平成18年11月期）に多額の損失を計上したことを踏まえ平成19年1月に再建計画を策定し、その必達に向けて全社一丸で取り組んでまいりました。その結果、第32期（平成19年11月期）は、連結売上高が計画を下回ったものの、連結営業利益および連結経常利益はいずれも計画を大きく上回る実績を上げることができました。この結果を受け、平成20年1月には、再建計画を上方修正した計画を発表いたしました。また、第33期（平成20年11月期）は、連結営業利益は994百万円、連結経常利益は修正計画を上回る1,322百万円を確保いたしました。

その理由としては、以下の5点があげられます。

中国の食用油・飲料容器製造事業の安定的な生産稼動  
経費削減・業務効率化策を継続推進  
有利子負債の大幅削減、財務体質の強化

情報産業、セキュリティ、ナノテクノロジー、環境事業を戦略的事業と位置付けた事業推進

蘇州現法、広州現法、インドネシア現法における設備投資

世界は同時不況の様相を呈しており、回復には一定の期間を要するものと考えております。今後は、計画達成をより確実なものにするため、引き続き、海外事業については、中国・インドネシア事業を着実に伸ばしていくとともに、国内事業については、更なる営業上のシナジー効果を得るための商権の再整理と組織の再編および経費削減を進めることで、利益体質の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### (9) 財産および損益の状況

項 目	期 別	第 30 期	第 31 期	第 32 期	第33期(当期)
		平成16年12月1日から 平成17年11月30日まで	平成17年12月1日から 平成18年11月30日まで	平成18年12月1日から 平成19年11月30日まで	平成19年12月1日から 平成20年11月30日まで
売 上 高(百万円)		32,671	36,560	29,425	27,832
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失( ) (百万円)		758	1,328	847	1,322
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失( ) (百万円)		767	3,342	3,240	220
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失( )		76円46銭	324円63銭	191円47銭	11円56銭
総 資 産(百万円)		29,721	30,003	25,713	23,313
純 資 産(百万円)		7,777	4,947	11,215	11,202

(注) 1. 第30期につきましては、プラスチック関連分野のペットボトル用原料のレジン、プリフォームおよびリサイクルパレットの販売が好調に推移したため増収となりました。しかしながら利益率の高い大型機械の受注案件が納期遅れや検収遅れにより売上に結びつかなかったこと、蘇州現法および広州現法におけるプリフォームの生産稼働が固定費を回収するまでに至らなかったこと、蘇州現法におけるプラスチックキャップ生産工場および飲料充填工場の立上準備費用負担等が生じました。また、これら中国現地法人の生産設備投資等のための新たな資金調達に係る支払手数料の発生、有利子負債の増加に伴う支払利息の増加等に加え、投資有価証券売却損ならびに法人税等の負担等により損失となりました。

2. 第31期につきましては、卸売事業において、産業資材分野が前期を下回ったものの、産業機械・機器分野、メディアパッケージ分野およびその他の分野ともに前期を上回ったことに加え、製造事業において、食品・飲料容器分野およびその他の分野ともに前期を上回ったため増収となりました。しかしながら、卸売事業における納入機械に対するクレーム対応費用の発生、製造事業における蘇州現法の日本向けプリフォームの本格生産稼働の立ち遅れや受注・生産稼働が固定費を回収するまでに至らなかったことに加え、蘇州現法および広州現法の製造設備等について減損損失を計上したこと等により損失となりました。

3. 第32期につきましては、卸売事業のメディアパッケージ分野および製造事業の食品・飲料容器分野が前期を上回ったものの、卸売事業の産業機械・機器分野が前期を下回ったこと、また産業資材分野において安価な産業資材の販売から撤退したこと等により減収となりました。しかしながら、経費削減効果に加え、製造事業において中国現地法人のプリフォームの生産が本格化したこと、有利子負債の削減に伴い支払利息が減少したこと、固定資産売却益を計上したこと等により利益を上げることとなりました。
4. 第33期（当期）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

#### (10) 主要な事業内容

当社グループは、当社、連結子会社9社および持分法適用関連会社3社で構成され、産業機械・機器等の仕入・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う卸売事業と食品・飲料容器等の生産・販売およびこれに関連するサービスの提供を行う製造事業とを営んでおります。

当社グループの事業内容等は、次のとおりであります。

事業区分	主な商品・製品・サービス		主要な会社
卸売事業	産業機械・機器分野	ペットボトル製造関連機器、パレット製造ライン、グラビア印刷機、フレキソ印刷機、3Dプリンタ、光ディスク(DVD/BD)製造関連機械・検査装置、デジタルカメラ用昇華型フォトプリンタ、紙容器・プラスチック・ゴム製品成形機、食品加工機械、医薬品異物検査装置、再生処理機械、各種機械エンジニアリング・保守サービス	当社 連結子会社 アルテック・エンジニアリング株式会社 愛而泰可貿易(上海)有限公司 持分法適用関連会社 エスコグラフィックス株式会社
	産業資材分野	各種合成樹脂原料、廃プラスチック	当社
	メディアパッケージ分野	DVDケース、BDケース、次世代ゲーム用ケース	当社
	その他の分野	セキュリティ関連機器、ICカード・タグ関連機器、情報処理システム、リサイクルパレット、理化学機器	当社 連結子会社 アルテックアイティ株式会社
製造事業	食品・飲料容器分野	ペットボトル用プリフォーム、ペットボトル、プラスチックキャップ	連結子会社 愛而泰可新材料(蘇州)有限公司 愛而泰可新材料(広州)有限公司 PT.ALTECH 持分法適用関連会社 愛而泰可新材料(深圳)有限公司
	その他の分野	容器包装リサイクルサービス	連結子会社 アルパレット株式会社

## (11) 主要な営業所

区 分	所 在 地	地
当 社	本社 大阪支店	東京都新宿区荒木町13番地 4 大阪府大阪市
国内子会社	アルテックアイティ株式会社 アルテック・エンジニアリング株式会社 アルパレット株式会社	東京都新宿区 東京都新宿区 福井県坂井市
在外子会社	愛而泰可新材料（蘇州）有限公司 愛而泰可貿易（上海）有限公司 愛而泰可新材料（広州）有限公司 P T . A L T E C H	中国蘇州市 中国上海市 中国広州市 インドネシア スカブミ市
国内関連会社	エスコグラフィックス株式会社	東京都新宿区
在外関連会社	愛而泰可新材料（深圳）有限公司	中国深圳市

## (12) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増
名 633	名 59

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時従業員231名は含まれておりません。

## (13) 重要な子会社等の状況

## 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率
アルテックアイティ株式会社	50百万円	100.0%
アルテック・エンジニアリング株式会社	30百万円	55.0
アルパレット株式会社	100百万円	51.0
愛而泰可新材料（蘇州）有限公司	36,000千アメリカドル	100.0
愛而泰可貿易（上海）有限公司	650千アメリカドル	100.0
愛而泰可新材料（広州）有限公司	22,000千アメリカドル	100.0
P T . A L T E C H	2,000千アメリカドル	100.0

## 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率
愛而泰可新材料（深圳）有限公司	10,000千アメリカドル	45.0%
エスコグラフィックス株式会社	10百万円	40.0

## (14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,822
株式会社三井住友銀行	666
上海浦東発展銀行	643
東京リース株式会社	247
三菱UFJ信託銀行株式会社	190
農林中央金庫	190
株式会社群馬銀行	190

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	19,354,596株
(3) 株主数	5,027名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー投資事業組合	8,797,700株
由 利 和 久	783,276
竹内エムアンドティ株式会社	750,000
株式会社三菱東京UFJ銀行	505,920
株式会社アルミネ	391,000
村 永 八千代	387,076
竹 内 正 明	286,400
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	254,500
シービーエヌワイディエフエイインターナショナルキャップバリュートフォリオ	155,700
東京リース株式会社	151,904

（注）自己株式（262,008株）を除く発行済株式の総数の10分の1以上を有する大株主1名を含め、上位10名の株主を記載しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 会社役員の状態

取締役および監査役の氏名等（平成20年11月30日現在）

氏名	地位および担当	他の法人等の代表状況等
加 畑 洋	代表取締役社長	アルテック・エンジニアリング(株)代表取締役社長
張 能 徳 博	取締役副社長 (海外本部管掌)	愛而泰可新材料(広州)有限公司董事長 愛而泰可新材料(深圳)有限公司董事總經理
瀧 川 賢 一	専務取締役 (コーポレート本部管掌)	
梅 木 義 則	専務取締役 (産業機械事業本部長)	
風 見 亘 彦	取締役	
星 野 幸 広	取締役 (経営企画室長)	
杉 山 仁	取締役	
嶋 啓 明	取締役 (産業機械事業本部副事業本部長)	
大 石 善 教	取締役 (デジタルソリューション事業本部長)	
須 江 清 介	取締役 (マテリアル事業本部長)	
千 歳 和 秀	常勤監査役	
今 中 幸 男	監査役	弁護士
越 智 俊 典	監査役	

- (注) 1. 取締役杉山 仁氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役今中幸男および越智俊典の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。  
 3. 平成20年2月26日開催の定時株主総会において新たに嶋 啓明、大石善教および須江清介の各氏が取締役に選任され、就任いたしました。  
 4. 平成20年2月26日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役田中利浩氏は任期満了により、退任いたしました。  
 5. 平成20年2月26日付で、次のとおり役付取締役の異動がありました。  
 代表取締役社長 加 畑 洋(前・専務取締役)  
 取締役副社長 張 能 徳 博(前・専務取締役)  
 専務取締役 梅 木 義 則(前・取締役)

##### 事業年度中に退任した監査役

氏名	地位および担当	退任日
吉 原 謙 太	監査役	平成20年6月30日

(注) 監査役吉原謙太氏は、辞任による退任であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
株主総会決議に基づく報酬	11名 (うち社外1名)	239百万円 (うち社外3百万円)	4名 (うち社外3名)	13百万円 (うち社外7百万円)	15名 (うち社外4名)	252百万円 (うち社外11百万円)
計		239百万円		13百万円		252百万円

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額(年額)は次のとおりであります。  
 取締役 300百万円(平成9年2月24日 定時株主総会決議)  
 監査役 40百万円(平成15年2月25日 定時株主総会決議)  
 なお、当該株主総会決議による限度額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は10名、監査役は3名であります。
3. 上記には、平成20年2月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および当事業年度中に退任した監査役1名計2名の在任中の報酬額を含んでおります。
4. 当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しており、上記には当事業年度分の役員退職慰労引当金繰入額25百万円を含めております。また、過年度役員退職慰労引当金繰入額345百万円は、上記支給額には含めておりません。

## (3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

該当事項はありません。

他の会社の社外役員等の兼任状況

監査役越智俊典氏は、大王製紙株式会社の社外監査役であります。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

役 職	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	杉 山 仁	当事業年度に開催した取締役会22回すべてに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	今 中 幸 男	当事業年度に開催した取締役会22回のうち1回に出席し、また監査役会10回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	越 智 俊 典	当事業年度に開催した取締役会22回のうち20回に出席し、また監査役会10回すべてに出席し、当社の経営に対し、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役	吉 原 謙 太	退任までの当事業年度に開催した取締役会14回のうち3回に出席し、また監査役会6回のうち1回に出席し、主に財務・会計に関する専門的見地から、発言を行いました。

責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	52百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	
合 計	52百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52百万円

### (4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (7) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人の職務執行が法令、定款および社会規範に適合することを確保するため、「社友行動指針」、「コンプライアンス規程」等のコンプライアンス体制に係る規程を誠実かつ実践的に運用する体制を構築する。

内部監査部は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、内部監査部が定期的にと取締役会および監査役会に報告するものとする。

法令遵守上疑義のある行為等について、取締役および使用人等が直接通報を行う手段を確保するものとし、その手段の一つとして社外の弁護士による「コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営する。通報に際しては、「社内通報規程」によるものとし、通報者に不利益がないことを確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報を文書または、電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、「文書処理規程」に基づき、保存・管理するものとする。

上記に定める文書等は、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制を構築する。

内部監査部は、各リスク管理の状況を監査し、その結果を定期的にと取締役会に報告する。

取締役会は、経営戦略・経営計画の策定やその他意思決定に必要なリスク分析を行い、経営判断の重要な材料とする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人が共有する全社的な目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けてグループ各社が実施すべき具体的な目標を定める体制を構築する。また、職務権限規程を定め、この目標を実現するための職務および権限の割り当て体制を整備する。

取締役会は、定期的にとその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社における業務の執行が法令、定款および社会規範に適合することを確保するための諸施策に加え、当社およびグループ各社間での内部統制システムに関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

代表取締役および取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社およびグループ各社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

内部監査部は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の計画、実施状況およびその結果は、その重要度に応じ取締役会等に報告されなければならない。

監査役が、監査役自らまたは、監査役会を通じてグループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう体制を構築する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人の中から補助者を選任するものとする。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性の確保に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人の人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行う。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役からの要請に応じて下記の事項を報告する。

取締役または使用人の行為が、当社およびグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正または法令・定款違反等。

当社およびグループ各社における重要な施策の決定事項、重要な月次報告、業務の執行状況、重大な訴訟の提起等。

内部監査部が実施した内部監査の結果。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換の体制を確立する。

監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。

監査役は、独自に意見形成するため、必要と判断するときは、自らの判断で外部法律事務所、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができる。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 大規模買付ルールの基本的な考え方

当社取締役会は、当該大規模買付行為を容認するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に任されるべき問題であります。その前提として、大規模買付行為が行われる以前において、当社取締役会を通じて、株主の皆様に必要なかつ十分な情報提供が行われることが不可欠であり、また、その考慮期間が十分確保される必要があると考えております。

この株主の皆様の判断のために、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付行為に関する情報の提供を求め、その情報が提供された後にこれを検討し、取締役会としての意見を公表いたします。また、当社取締役会としては、その大規模買付者と交渉し、株主の皆様へ代替案を表明することもあります。

当社は産業機械の専門商社として、既存の商権を核にしながらも変革を先取りした新分野の商権の確保に努め、社会の要請およびお客様のニーズの変化に柔軟かつ的確に対応する営業活動を推進しており、また、近年、産業構造のグローバル化に対応するために世界の市場で収集した世界トップクラスの技術・知識、更に日本での合併事業を通じて蓄えたペットボトル用ブリフォームの製造技術をもとに、ブリフォームやキャップ等の製造を目的とする海外現地法人を中国の蘇州・広州・深圳に順次設立いたしました。

当社におきまして、株主の皆様に対して、大規模買付者と当社取締役会の両方から情報が提示されますことは、当社の業務方針に影響を与えうる大規模買付行為における株式対価の適切性等の条件を検討し判断するために必要なことと考えております。また、当該大規模買付行為が当社グループの経営に与える影響、大規模買付者の当社グループの経営方針・事業活動の計画、また、お取引先・お客様、従業員などの当社グループのステークホルダーに対するその影響度も大規模買付行為を容認するかを決定するにあたっての重要な判断要素と考えております。

当社取締役会は、このような視点に留意し、次のとおり、大規模買付ルールを設定することとし、大規模買付者に対して当該ルールの遵守を求めるとともに、そのルールが遵守されないときには、当社取締役会は対抗手段その他の行動を行うことといたします。

## (2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールが対象とする大規模買付行為とは、特定株主グループ（ 1 ）の議決権割合（ 2 ）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（ 3 ）の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（なお、これら買付行為のうち、予め当社取締役会が同意したものを除きます。）をいいます。

なお、金融商品取引法で規定されている公開買付の場合も大規模買付ルールが適用されます。

当社取締役会は、株主全体の利益のために、大規模買付行為について、a. 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、b. 当社取締役会による一定の評価・検討のための考慮期間が経過した後に買付行為が始められるべきと考えております。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会に対して大規模買付ルールを遵守する旨の誓約および以下の内容等を記載した意思表明書面を提出していただきます。

- a. 大規模買付者の名称
- b. 住所・設立準拠法
- c. 代表者の氏名
- d. 国内連絡先
- e. 提案される大規模買付行為の概要

当社としてはこの意思表明書面を受け取った日の翌日から原則として5営業日以内に大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報の一覧を通知いたします。なお、一般的な項目の一部は以下のとおりですが、これにより当初に提供していただいた情報だけではなお判断するために情報が不足していると考えた場合、必要かつ十分な大規模買付情報が整うまで追加として情報を提供していただく可能性はあります。

- a. 大規模買付者およびその特定株主グループ、特別関係者および組合員（ファンドの場合その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- b. 大規模買付行為の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）
- c. 大規模買付行為における買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- d. 大規模買付行為における買付資金の裏付け（資金の提供者（実質提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

- e. 大規模買付行為の完了後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策および配当政策
- f. 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

大規模買付の提案があったことおよび当社取締役会に提供された大規模買付情報については、当社取締役会において株主の皆様の判断のために必要であると認めた場合、適宜その全部または一部を開示することとします。

この後、当社取締役会は、大規模買付の評価・検討の考慮の困難さ・複雑度に応じ、大規模買付情報の受領が完了した後、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付の場合）が取締役会による評価・検討・交渉・意見形成・代替案作成のために必要な期間（「取締役会考慮検討期間」といいます。）として確保されるべきと考えております。

ただし、いずれの場合においても取締役会考慮検討期間は取締役会が必要と認める場合は延長できるものとし、具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を大規模買付者等に通知するとともに株主の皆様に開示いたします。また、延長期間は最大30日間といたします。

よって、この取締役会考慮検討期間の経過後に、大規模買付行為が開始されるべきものと考えます。取締役会は、取締役会考慮検討期間において外部専門家からなる株主利益評価委員会（人選については後述の(5)の をご参照ください。）の勧告を最大限尊重し、大規模買付情報を評価・検討いたします。

そして、大規模買付の条件が当社の実態に沿った株主の利益を実現する適切なものであるか、大規模買付者の経営方針・事業計画が当社の企業理念・価値に合致する合理的なものであるか、当社の現経営方針・事業計画との対比、大規模買付がグリーンメーリングや会社の重要財産の収奪を目的とするものであるなど会社に回復しがたい損害を与えるものでないか等、当社の企業価値および株主の皆様の利益の観点から判断し、取締役会としての意見を表明いたします。また、当社取締役会は、必要な場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、また、代替案を株主の皆様に表明することもあります。

### (3) 防衛策の発動、停止等について

#### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役会は、取締役の善管注意義務に基づき、株主利益評価委員会からの勧告を最大限尊重した上で、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- a. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- b. 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- c. 会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- d. 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株券等の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断された場合

- f. 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
- g. 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- h. 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

#### 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者による、大規模買付意向表明書を提出しない突然の買付行為、本必要情報を提供しない買付行為、取締役会評価期間を与えない買付行為、その他大規模買付ルールを遵守しない買付行為は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、株主利益評価委員会からの勧告を最大限尊重した上で、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当をする場合の概要は（参考）に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

#### 対抗措置発動の停止等について

上記 または において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、株主利益評価委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、株主利益評価委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後において

は、行使期間開始までの間は、株主利益評価委員会の勧告を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、株主利益評価委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

#### (4) 株主および投資家に与える影響

大規模買付ルールの導入時において、株主・投資家の皆様に法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

株主・投資家の皆様への影響は、具体的に発動される対抗措置がどのようなものかによって異なってまいります。大規模買付者に対して対抗措置を講じる場合は、株主の皆様に対し適切なディスクロージャーを行います。なお、対抗措置を発動する場合において、大規模買付者以外の株主・投資家の皆様に法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

新株予約権の発行などの対抗措置が発動される場合には、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に法令に基づき別途お知らせいたします。

株主利益評価委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(5) 大規模買付ルール導入の手續、有効期間および今後の方針

大規模買付ルールの導入を採択した取締役会は、当社取締役10名（うち1名は社外取締役）および当社監査役4名のうち3名（常勤監査役1名および社外監査役2名）が出席した上、出席者全員一致をもって可決承認しました。その際、いずれの監査役も大規模買付ルールの運用が適正に行われることを条件として、大規模買付ルールに賛成する旨の意見を述べました。

合理性・公正性を担保するための株主利益評価委員会を構成する外部専門家につきましては、本ルールにて取締役会で選任を任されており、この度、平成20年2月26日開催の取締役会にて4名の有識者を選任いたしました。

当該大規模買付ルールの有効期間は1年間（平成21年2月の定時株主総会決議後の取締役会開催日まで）とし、大規模買付ルールの継続については、定時株主総会后、最初に開催される取締役会で再度検討し、その検討結果については速やかに公表いたします。また、当社取締役会は、各種法令等を検討し、当社株主全体の利益の観点から大規模買付ルールを適宜再検討いたします。

なお、大規模買付ルールの廃止は、株主総会で決議された時点または当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止する旨の決議が行われた時点で廃止されるものとしてします。

- ( 1 ) 特定株主グループとは、当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）または買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）および特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- ( 2 ) 議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。
- ( 3 ) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(参考) 株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類については、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数については、2,000万個を上限として取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額については、1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(平成20年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	14,265,319	<b>流動負債</b>	9,034,830
現金及び預金	3,863,353	支払手形及び買掛金	5,209,827
受取手形及び売掛金	6,972,873	短期借入金	1,395,108
たな卸資産	1,786,135	未払費用	610,409
前渡金	921,508	未払法人税等	319,083
繰延税金資産	192,886	前受金	1,004,649
その他	580,274	その他	495,752
貸倒引当金	△51,712	<b>固定負債</b>	3,076,651
<b>固定資産</b>	9,048,654	長期借入金	2,681,291
<b>有形固定資産</b>	6,608,013	役員退職慰労引当金	370,633
建物及び構築物	2,048,146	その他	24,726
機械装置及び運搬具	3,285,624	<b>負債合計</b>	12,111,481
土地	207,891	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	220,073	<b>株主資本</b>	10,584,219
その他	846,277	資本金	5,527,829
<b>無形固定資産</b>	27,323	資本剰余金	2,783,821
<b>投資その他の資産</b>	2,413,317	利益剰余金	2,495,122
投資有価証券	334,768	自己株式	222,554
関係会社出資金	1,051,850	評価・換算差額等	473,703
長期貸付金	32,000	その他有価証券 評価差額金	37,509
敷金保証金	394,171	繰延ヘッジ損益	39,102
繰延税金資産	149,230	為替換算調整勘定	550,315
その他	451,296	少数株主持分	144,569
<b>資産合計</b>	23,313,974	<b>純資産合計</b>	11,202,492
		<b>負債及び純資産合計</b>	23,313,974

# 連結損益計算書

(平成19年12月1日から)  
(平成20年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上		27,832,515
原価		22,987,504
売上総利益		4,845,011
販売費及び一般管理費		3,851,005
営業外利益		994,005
受取利息	26,421	637,463
受取配当金	6,248	
持分法による投資利益	311,704	
不動産賃貸収入	21,936	
デリバティブ評価益	222,622	
その他の営業外収益	48,529	
営業外費用		309,344
支払利息	109,397	
支払手数料	46,401	
為替差損	97,477	
その他の営業外費用	56,067	
経常利益		1,322,125
特別利益		189,665
固定資産売却益	966	
投資有価証券売却益	175,262	
為替換算調整勘定取崩益	13,290	
保険解約戻金	146	
特別損失		530,519
固定資産除却損	32,271	
固定資産売却損	17,083	
投資有価証券評価損	110,897	
損害賠償損失	24,971	
過年度役員退職慰労引当金繰入額	345,296	
税金等調整前当期純利益		981,270
法人税、住民税及び事業税	154,082	
過年度法人税等	381,323	
法人税等調整額	159,538	694,944
少数株主利益		65,569
当期純利益		220,757

## 連結株主資本等変動計算書

（平成19年12月1日から  
平成20年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年11月30日残高	5,527,829	2,783,821	2,388,922	△222,506	10,478,067
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△114,556	—	△114,556
当期純利益	—	—	220,757	—	220,757
自己株式の取得	—	—	—	△48	△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	106,200	△48	106,152
平成20年11月30日残高	5,527,829	2,783,821	2,495,122	△222,554	10,584,219

（単位：千円）

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年11月30日残高	△36,035	△1,365	685,776	648,376	88,571	11,215,015
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△114,556
当期純利益	—	—	—	—	—	220,757
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△48
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,473	△37,737	△135,460	△174,672	55,997	△118,674
連結会計年度中の変動額合計	△1,473	△37,737	△135,460	△174,672	55,997	△12,522
平成20年11月30日残高	△37,509	△39,102	550,315	473,703	144,569	11,202,492

# 連結注記表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数および名称

- ① 連結子会社の数 9社
- ② 連結子会社の名称

アルテックアイティ株式会社、D-TECH株式会社、アルテック・エンジニアリング株式会社、アルパレット株式会社、愛而泰可新材料（蘇州）有限公司、愛而泰可貿易（上海）有限公司、愛而泰可新材料（広州）有限公司、PT. ALTECH、ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD.

前連結会計年度において連結子会社であったアルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社およびアルテックエーアーエス株式会社については、平成20年3月1日を合併期日として、当社が吸収合併したことに伴い、当連結会計年度に連結の範囲から除外しております。

なお、合併期日までのこれらの会社の損益計算書については連結しております。

また、アルテックエーピーエス株式会社、アルパレット販売株式会社およびALTECH-PLAST AGについては、当連結会計年度において清算終了したため、当連結会計年度に連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

ALTECH U. S. A., INC.

#### (連結の範囲から除いた理由)

上記会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の各金額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社の数および名称

- ① 持分法を適用した関連会社の数 3社
- ② 関連会社の名称

エスコグラフィックス株式会社、愛而泰可新材料（深圳）有限公司、BioNavis Ltd

前連結会計年度において関連会社であったリ・パレット株式会社については、同社の株式を売却したことにより、当連結会計年度より持分法の適用から除外しております。ただし、みなし売却日までの同社損益計算書については持分法を適用しております。

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

ALTECH U. S. A., INC.

#### (持分法を適用しない理由)

上記会社は、連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### (3) 持分法の適用の手續について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社3社の決算日は、以下のとおりでありいずれも連結決算日と異なっております。持分法の適用に当たっては、連結決算日の直前の各社の中間決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

	決算日	中間決算日
・エスコグラフィックス株式会社	……12月31日	6月30日
・愛而泰可新材料(深圳)有限公司	……12月31日	6月30日
・BioNavis Ltd	……12月31日	6月30日

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. およびPT. ALTECHの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。また、愛而泰可新材料（蘇州）有限公司、愛而泰可貿易（上海）有限公司および愛而泰可新材料（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、これらいずれの連結子会社についても10月1日から連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

###### ② デリバティブの評価基準および評価方法

時価法によっております。

###### ③ たな卸資産の評価基準および評価方法

当社、中国およびインドネシア連結子会社4社を除く連結子会社5社

主として個別法による原価法によっております。

中国およびインドネシア連結子会社4社

移動平均法による低価法によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

当社、中国およびインドネシア連結子会社4社を除く連結子会社5社

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～50年、機械装置及び運搬具が2～15年であります。

(追加情報)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当連結会計年度から平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

中国およびインドネシア連結子会社4社

旧定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が5～20年、機械装置及び運搬具が5～10年であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす為替予約取引については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引および金利スワップ取引）

・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

変動金利借入金

③ ヘッジ方針

為替および金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨および金利に係るデリバティブ取引等を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法については、全面時価評価法によっております。

(会計処理の変更)

役員退職慰労引当金

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日監査・保証実務委員会報告第42号）を適用し、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

これにより営業利益および経常利益は25,337千円減少し、税金等調整前当期純利益は370,633千円減少しております。

(表示方法の変更)

(1) 連結貸借対照表

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社出資金」および「敷金保証金」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「関係会社出資金」は762,556千円、「敷金保証金」は373,659千円であります。

また、前連結会計年度まで区分掲記しておりました「保険積立金」（当連結会計年度末の残高は7,811千円）は、資産総額の100分の5以下となったため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。

(2) 連結損益計算書

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の10超となったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払手数料」は15,603千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	199,564千円
土地	127,412千円
投資有価証券	7,815千円
計	334,792千円
上記に対応する債務	
短期借入金	334,792千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,507,542千円

3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

愛而泰可新材料（深圳）有限公司	241,350千円
偉路愛而泰可印刷（蘇州）有限公司	13,375千円
計	254,725千円

なお、連結子会社ALTECH ASIA PACIFIC CO., LTD. への出資に関して、株式会社三井住友銀行の子会社であるSBCS Co., Ltd. およびSMSB Co., Ltd. の出資額等9,689千円（3,472千パーツ）の保証を行っております。

4. 貸出コミットメント

当社においては、転換社債償還資金および運転資金ならびに事業投資資金の機動的、効率的な資金調達を行うことを目的に、取引銀行5行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は1,000,000千円であります。

## 5. 長期性預金

「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示している長期性預金200,000千円（当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日）は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

## 6. 財務制限条項等

- (1) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年3月26日、借入残高900,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
  - ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
- (2) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年3月26日、借入極度額1,000,000千円、借入残高一千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
  - ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
- (3) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年3月26日、借入極度額1,100,000千円、借入残高1,100,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
  - ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における連結損益計算書の経常損益について、2期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

## 7. 当連結会計年度末日満期手形

当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。

受取手形	222,817千円
支払手形	257,806千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
発行済株式				
普通株式	19,354,596株	—	—	19,354,596株
合計	19,354,596株	—	—	19,354,596株
自己株式				
普通株式	261,848株	160株	—	262,008株
合計	261,848株	160株	—	262,008株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

平成20年2月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 株式の種類     | 普通株式        |
| ② 配当金の総額    | 114,556千円   |
| ③ 配当の原資     | 利益剰余金       |
| ④ 1株当たりの配当額 | 6円          |
| ⑤ 基準日       | 平成19年11月30日 |
| ⑥ 効力発生日     | 平成20年2月27日  |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
平成21年2月25日開催の定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ① 株式の種類     | 普通株式        |
| ② 配当金の総額    | 114,555千円   |
| ③ 配当の原資     | 利益剰余金       |
| ④ 1株当たりの配当額 | 6円          |
| ⑤ 基準日       | 平成20年11月30日 |
| ⑥ 効力発生日     | 平成21年2月26日  |

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 579円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 11円56銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

企業結合等に関する事項

1. 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

① 結合企業

名 称	事業の内容
アルテック株式会社	卸売業

② 被結合企業

名 称	事業の内容
アルテックコミュニケーションズ株式会社	紙加工機・周辺機器、食品加工機、メディカル分野関連機器等の輸入および販売
アルテックアルト株式会社	ペットボトル延伸ブロー成形機、射出成形システム等の輸入および販売
アルテックエーディーエス株式会社	C D・DVD製造装置・周辺機器、ICカード・ICタグ製造装置等の輸入および販売
アルテックエーアールエス株式会社	合成樹脂原材料等の輸入および販売

(2) 企業結合の法的形式

アルテック株式会社を存続会社、アルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社およびアルテックエーアールエス株式会社を消滅会社とする吸収合併方式を採用しております。

(3) 結合後企業の名称

アルテック株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

経営資源を集中し収益性を高め、当社グループの経営効率化を図るため。

(5) 企業結合日

平成20年3月1日

2. 合併比率および合併交付金

アルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社およびアルテックエーアールエス株式会社は、当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

### 3. 実施した会計処理の概要

企業結合に係る会計基準における共通支配下の取引として処理しております。

### 4. 財産の引継

合併期日において、上記子会社の各々の資産・負債および権利義務の一切を引継いでおります。

アルテックコミュニケーションズ株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,376	流動負債	916
固定資産	0	固定負債	—
		負債の部合計	916
資産の部合計	1,376	差引正味財産	459

アルテックアルト株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,484	流動負債	2,334
固定資産	305	固定負債	180
		負債の部合計	2,515
資産の部合計	3,789	差引正味財産	1,274

アルテックエーディーエス株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,411	流動負債	4,714
固定資産	86	固定負債	—
		負債の部合計	4,714
資産の部合計	5,497	差引正味財産	782

アルテックエーアールエス株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	698	流動負債	437
固定資産	1	固定負債	—
		負債の部合計	437
資産の部合計	700	差引正味財産	262

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

アルテック株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 長友滋尊印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田光一郎印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田岳司印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルテック株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルテック株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当連結会計年度より内規により算出した当期末における要支給額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第33期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月3日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役	千 歳 和 秀	Ⓔ
監 査 役	今 中 幸 男	Ⓔ
監 査 役	越 智 俊 典	Ⓔ

(注) 監査役今中幸男及び監査役越智俊典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸借対照表

(平成20年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,907,760</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,130,619</b>
現金及び預金	2,652,920	支払手形	2,186,355
受取手形	2,393,279	買掛金	2,439,411
売掛金	3,792,079	一年内返済予定長期借入金	406,075
商品	1,039,754	未払金	187,592
前渡金	819,043	未払費用	532,275
前払費用	46,535	未払法人税等	237,627
繰延税金資産	149,838	前受金	982,325
短期貸付金	647,058	預り金	53,770
未収入金	281,088	その他	105,184
その他の他	131,912	<b>固定負債</b>	<b>2,283,807</b>
貸倒引当金	△45,752	長期借入金	1,913,157
<b>固定資産</b>	<b>7,724,136</b>	役員退職慰労引当金	370,633
<b>有形固定資産</b>	<b>279,887</b>	その他	16
建物	143,526	<b>負債合計</b>	<b>9,414,426</b>
機械及び装置	6,714	<b>(純資産の部)</b>	
器具及び備品	74,474	<b>株主資本</b>	<b>10,294,082</b>
土地	1,308	資本金	5,527,829
建設仮勘定	53,864	資本剰余金	2,783,821
<b>無形固定資産</b>	<b>12,495</b>	資本準備金	2,783,821
ソフトウェア	4,378	利益剰余金	2,204,985
電話加入権	8,116	その他利益剰余金	2,204,985
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,431,753</b>	繰越利益剰余金	2,204,985
投資有価証券	210,852	<b>自己株式</b>	<b>222,554</b>
関係会社株式	565,200	評価・換算差額等	76,612
出資金	52,097	その他有価証券	37,509
関係会社出資金	3,765,019	評価差額金	
長期貸付金	2,188,781	繰延ヘッジ損益	39,102
破産更生債権等	1,092	<b>純資産合計</b>	<b>10,217,470</b>
長期前払費用	195	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>19,631,897</b>
繰延税金資産	131,624		
保険積立金	7,811		
長期性預金	200,000		
その他	309,079		
<b>資産合計</b>	<b>19,631,897</b>		

# 損 益 計 算 書

（平成19年12月1日から）  
（平成20年11月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売上高及び営業収益	18,637,599	
高売上高益	166,114	18,803,713
営業収益		15,625,007
売上総利益		3,178,705
販売費及び一般管理費		2,803,858
営業利益		374,847
受取利息	93,287	
受取配当金	10,648	
不動産賃貸収入	130,361	
デリバティブ評価益	21,635	
その他営業外収益	12,671	268,605
営業外費用		
支払利息	70,641	
支払手数料	45,926	
その他営業外費用	1,306	
経常利益	23,810	141,685
特別利益		501,767
固定資産売却益	966	
投資有価証券売却益	108,974	
抱合株式消却益	179,907	
子会社清算配当金	50,856	
保険解約戻金	146	340,851
特別損失		
固定資産除却損	10,135	
固定資産売却損	112	
投資有価証券評価損	110,897	
関係会社株式評価損	180,969	
損害賠償損失	12,971	
過年度役員退職慰勞引当金繰入額	345,296	660,382
税引前当期純利益		182,236
法人税、住民税及び事業税	30,608	
過年度法人税等	379,594	
法人税等調整額	366,198	776,401
当期純損失		594,165

## 株主資本等変動計算書

（平成19年12月1日から  
平成20年11月30日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成19年11月30日残高	5,527,829	2,783,821	-	-	2,913,707
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△114,556
当期純損失	-	-	-	-	△594,165
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△708,721
平成20年11月30日残高	5,527,829	2,783,821	-	-	2,204,985

（単位：千円）

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成19年11月30日残高	△222,506	11,002,852	△36,035	△2,847	△38,882	10,963,970
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	△114,556	-	-	-	△114,556
当期純損失	-	△594,165	-	-	-	△594,165
自己株式の取得	△48	△48	-	-	-	△48
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	-	-	△1,473	△36,255	△37,729	△37,729
事業年度中の変動額合計	△48	△708,770	△1,473	△36,255	△37,729	△746,499
平成20年11月30日残高	△222,554	10,294,082	△37,509	△39,102	△76,612	10,217,470

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準および評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

##### ① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準

時価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

平成19年3月31日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、建物が3～50年、機械及び装置が15年、器具及び備品が5～8年です。

#### (追加情報)

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、当事業年度から平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。

#### (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 長期前払費用

定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個々に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

### 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 6. ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

振当処理の要件を満たす為替予約取引および通貨スワップ取引については、振当処理を行っております。

また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理を採用しております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

##### ・ヘッジ手段

デリバティブ取引（為替予約取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引）

##### ・ヘッジ対象

外貨建金銭債権債務

変動金利借入金

#### (3) ヘッジ方針

為替および金利等相場変動に伴うリスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に通貨および金利に係るデリバティブ取引を行っております。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引および通貨スワップ取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降のキャッシュ・フローを固定できるため、有効性の判定を省略しております。また、金利スワップ取引については、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を判定しております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

## 7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法  
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用  
連結納税制度を適用しております。

### (会計処理の変更)

#### 役員退職慰労引当金

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成19年4月13日監査・保証実務委員会報告第42号）を適用し、内規に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。

なお、これにより営業利益および経常利益は25,337千円減少し、税引前当期純利益は370,633千円減少しております。

### (表示方法の変更)

#### (1) 貸借対照表

前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「前渡金」は、当事業年度において資産総額の100分の5超となったため、区分掲記しております。なお、前事業年度の「前渡金」は202千円であります。

#### (2) 損益計算書

前事業年度において販売費および一般管理費を「営業費用」として計上しておりましたが、当事業年度において「販売費及び一般管理費」として表示しております。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保に供している資産

投資有価証券	7,815千円
上記に対応する債務	
一年内返済予定長期借入金	7,815千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 243,164千円

#### 3. 保証債務

下記の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

アルパレット株式会社	192,227千円
PT. ALTECH	494,120千円
愛而泰可新材料（広州）有限公司	164,310千円
愛而泰可新材料（深圳）有限公司	241,350千円
その他	25,165千円

---

計 1,117,173千円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	767,139千円
長期金銭債権	2,188,781千円
短期金銭債務	303,147千円

#### 5. 貸出コミットメント

当社においては、転換社債償還資金および運転資金ならびに事業投資資金の機動的、効率的な資金調達を行うことを目的に、取引銀行5行との間で貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は1,000,000千円であります。

#### 6. 長期性預金

長期性預金200,000千円（当初預入期間15年、満期日平成31年3月25日）は、期限前解約権を預入銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、預入銀行所定の中途解約精算金を支払う必要があります。これにより預金元本を毀損する可能性があります。

#### 7. 財務制限条項等

- (1) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年3月26日、借入残高900,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
  - ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における損益計算書の経常損益について2期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。
- (2) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年3月26日、借入極度額1,000,000千円、借入残高一千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
  - ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における損益計算書の経常損益について2期連続して損失を計上しない。
- また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（契約日平成20年3月26日、借入極度額1,100,000千円、借入残高1,100,000千円）には、下記の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、契約上のすべての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または平成19年11月期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持する。
- ② 各年度の決算期（中間決算期を含まない。）の末日における損益計算書の経常損益について2期連続して損失を計上しない。

また、その他の誓約条項の主なものとして、担保提供、資産譲渡、出資維持等に一定の制限が設けられております。

#### 8. 当事業年度末日満期手形

当事業年度末日の満期手形の会計処理については手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。

受取手形	222,817千円
支払手形	257,806千円

#### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 366,189千円

仕入高 1,957,224千円

販売費及び一般管理費 266,217千円

営業取引以外の取引高 233,734千円

#### (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	261,848株	160株	—	262,008株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

## (税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

### ① 流動の部

繰延税金資産	
未払費用	66,704千円
未払事業税	4,212千円
貸倒引当金	18,172千円
その他	75,714千円
繰延税金資産小計	164,803千円
評価性引当額	△4,411千円
繰延税金資産合計	160,392千円
繰延税金負債	
未収事業税	5,480千円
未収配当金	608千円
その他	4,464千円
繰延税金負債合計	10,553千円
繰延税金資産の純額	149,838千円

### ② 固定の部

繰延税金資産	
ソフトウェア	12,407千円
工具器具	4,459千円
投資有価証券	108,475千円
関係会社出資金	1,390,628千円
貸倒引当金	222千円
役員退職慰労引当金	150,810千円
繰越欠損金	114,169千円
その他	27,054千円
繰延税金資産小計	1,808,228千円
評価性引当額	△1,676,603千円
繰延税金資産合計	131,624千円
繰延税金資産の純額	131,624千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある時の、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4%
住民税均等割額	3.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△13.1%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	19.3%
過年度法人税等	208.3%
繰延税金資産に係る評価性引当額	162.2%
その他	0.1%
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>426.0%</u>

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（借主側）

#### 1. 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	40,918千円	7,048千円	33,870千円
計	40,918千円	7,048千円	33,870千円

#### 2. 当事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料残高相当額

1年内	7,650千円
1年超	26,815千円
計	34,465千円

#### 3. その他リース物件に係る重要な事項

##### (1) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	8,003千円
減価償却費相当額	7,048千円
支払利息相当額	1,550千円

##### (2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

##### (3) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

属性	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	アルテック・エンジニアリング株式会社	30,000千円	各種機械の据付・調整・保守サービス	55.0	兼任2名	当社が販売する産業機械・機器の据付・調整・保守サービス業務の提供、当社が本社事務所の一部を賃貸	不動産賃貸収入	43,969	—	—
子会社	PT. ALTECH	2,000千アメリカドル	ペットボトル用プリフォームの生産・販売	100.0	兼任1名	—	債務保証	494,120	—	—
子会社	愛而泰可新材料(蘇州)有限公司	36,000千アメリカドル	ペットボトル用プリフォームおよびプラスチックキャップの生産・販売等	100.0	—	仕入・販売先	資金援助 利息の受取	— 73,196	貸付金 —	2,673,839 —
関連会社	愛而泰可新材料(深圳)有限公司	10,000千アメリカドル	ペットボトル用プリフォームおよびペットボトルの生産・販売、食用油充填サービス	45.0	兼任2名	—	債務保証	241,350	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 営業取引以外の取引の事務所賃貸取引につきましては、一般的取引条件と同様に決定しております。
2. 営業取引以外の取引の債務保証は、生産設備投資資金および運転資金として、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注) 取引金額は消費税等抜きの金額で記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 535円15銭
2. 1株当たり当期純損失 31円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

企業結合等に関する事項

1. 結合当事企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称およびその事業の内容

### ① 結合企業

名 称	事業の内容
アルテック株式会社	卸売業

### ② 被結合企業

名 称	事業の内容
アルテックコミュニケーションズ株式会社	紙加工機・周辺機器、食品加工機、メディカル分野関連機器等の輸入および販売
アルテックアルト株式会社	ペットボトル延伸ブロー成形機、射出成形システム等の輸入および販売
アルテックエーディーエス株式会社	CD・DVD製造装置・周辺機器、ICカード・ICタグ製造装置等の輸入および販売
アルテックエーアールエス株式会社	合成樹脂原材料等の輸入および販売

(2) 企業結合の法的形式

アルテック株式会社を存続会社、アルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社およびアルテックエーアールエス株式会社を消滅会社とする吸収合併方式を採用しております。

(3) 結合後企業の名称

アルテック株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

経営資源を集中し収益性を高め、当社グループの経営効率化を図るため。

(5) 企業結合日

平成20年3月1日

2. 合併比率および合併交付金

アルテックコミュニケーションズ株式会社、アルテックアルト株式会社、アルテックエーディーエス株式会社およびアルテックエーアールエス株式会社は、当社の完全子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払いはありません。

3. 実施した会計処理の概要

企業結合に係る会計基準における共通支配下の取引として処理しております。

#### 4. 財産の引継

合併期日において、上記子会社の各々の資産・負債および権利義務の一切を引継いでおります。  
アルテックコミュニケーションズ株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,376	流動負債	916
固定資産	0	固定負債	—
		負債の部合計	916
資産の部合計	1,376	差引正味財産	459

アルテックアルト株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,484	流動負債	2,334
固定資産	305	固定負債	180
		負債の部合計	2,515
資産の部合計	3,789	差引正味財産	1,274

アルテックエーディーエス株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,411	流動負債	4,714
固定資産	86	固定負債	—
		負債の部合計	4,714
資産の部合計	5,497	差引正味財産	782

アルテックエーアールエス株式会社から引継いだ資産および負債は次のとおりであります。

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	698	流動負債	437
固定資産	1	固定負債	—
		負債の部合計	437
資産の部合計	700	差引正味財産	262

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月30日

アルテック株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 長友滋尊印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田光一郎印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉田岳司印  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルテック株式会社の平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用として処理していたが、当事業年度より内規により算出した当期末における要支給額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年12月1日から平成20年11月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。一部取締役の行為には疑義があり、再発防止には適切な処分と組織改編が必要である。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年2月3日

アルテック株式会社 監査役会

常勤監査役	千 歳	和 秀	Ⓔ
監 査 役	今 中	幸 男	Ⓔ
監 査 役	越 智	俊 典	Ⓔ

(注) 監査役今中幸男及び監査役越智俊典は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上